

総務第190号

令和4年12月1日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 謙 一

議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第16号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第17号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第18号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第19号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第20号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第21号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

総務部

総務部

総務部

総務部

産業経済部

産業経済部

教育委員会

議案の送付について

第31回久慈市議会定例会議に提出する次の議案を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	令和4年度久慈市一般会計補正予算（第7号）	総務部
議案第2号	令和4年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部
議案第3号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例	総務部
議案第4号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	総務部
議案第5号	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例	総務部
議案第6号	職員の高齢者部分休業に関する条例	総務部
議案第7号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第8号	消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第9号	交流促進センター条例の一部を改正する条例	産業経済部
議案第10号	市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	建設部
議案第11号	財産の譲渡に関し議決を求めることについて	総合政策部
議案第12号	新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについて	産業経済部
議案第13号	町の区域の変更に関し議決を求めることについて	総務部
議案第14号	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	総務部

議案第1号

令和4年度

久慈市一般会計補正予算

(第7号)

令和4年度久慈市一般会計補正予算(第7号)

令和4年度久慈市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,989,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月1日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 25,096	千円 910	千円 26,006
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	910	910
13 使用料及び手数料		78,143	118	78,261
	1 使用料	59,394	118	59,512
14 国庫支出金		5,067,546	△63,676	5,003,870
	1 国庫負担金	2,689,442	△125,826	2,563,616
	2 国庫補助金	2,260,940	62,150	2,323,090
15 県支出金		1,707,220	2,935	1,710,155
	2 県補助金	740,688	2,935	743,623
17 寄附金		412,500	100	412,600
	1 寄附金	412,500	100	412,600
19 繰越金		1,234,423	235,908	1,470,331
	1 繰越金	1,234,423	235,908	1,470,331
20 諸収入		657,824	100	657,924
	4 雑入	412,377	100	412,477
21 市債		2,901,020	△38,200	2,862,820
	1 市債	2,901,020	△38,200	2,862,820
歳 入 合 計		24,851,471	138,195	24,989,666

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 193,451	千円 1,561	千円 195,012
	1 議会費	193,451	1,561	195,012
2 総務費		4,756,426	80,188	4,836,614
	1 総務管理費	4,305,379	86,558	4,391,937
	2 徴税費	255,171	△7,397	247,774
	3 戸籍住民基本台帳費	103,291	1,427	104,718
	4 選挙費	60,214	△400	59,814
	5 統計調査費	10,367	0	10,367
3 民生費		7,046,677	29,144	7,075,821
	1 社会福祉費	3,327,466	1,175	3,328,641
	2 児童福祉費	3,035,989	29,723	3,065,712
	3 生活保護費	683,222	△1,754	681,468
4 衛生費		1,668,456	120,578	1,789,034
	1 保健衛生費	990,578	119,228	1,109,806
	2 清掃費	677,878	1,350	679,228
5 労働費		49,485	0	49,485
	1 労働諸費	49,485	0	49,485
6 農林水産業費		1,106,079	5,594	1,111,673
	1 農業費	409,852	1,733	411,585
	2 林業費	208,350	1,000	209,350
	3 水産業費	487,877	2,861	490,738
7 商工費		1,324,283	43,930	1,368,213
	1 商工費	1,324,283	43,930	1,368,213
8 土木費		1,817,922	△10,639	1,807,283
	1 土木管理費	23,034	△7,700	15,334
	2 道路橋梁費	1,171,720	△4,739	1,166,981
	3 河川費	31,304	1,550	32,854
	5 都市計画費	475,082	△150	474,932
	6 住宅費	113,205	400	113,605
9 消防費		1,091,117	13,349	1,104,466

第2表 債務負担行為補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 消防費	1,091,117	13,349	1,104,466
10 教育費		2,217,965	52,008	2,269,973
	1 教育総務費	221,061	△970	220,091
	2 小学校費	600,359	39,630	639,989
	3 中学校費	411,194	8,325	419,519
	4 社会教育費	400,326	△6,873	393,453
	5 保健体育費	585,025	11,896	596,921
11 災害復旧費		875,395	△197,518	677,877
	1 公共土木施設災害復旧費	668,546	△211,765	456,781
	2 消防施設災害復旧費	0	14,247	14,247
歳 出 合 計		24,851,471	138,195	24,989,666

追 加

事 項	期 間	限 度 額
子ども第三の居場所整備補助金	令和5年度	千円 50,000
海女センター指定管理費	令和5年度から 令和9年度まで	52,750
交流促進センター指定管理費	令和5年度から 令和7年度まで	93,366
地域防災センター指定管理費	令和5年度から 令和9年度まで	11,120
久慈湊小学校移転改築事業費	令和5年度	112,607
久慈市立図書館指定管理費	令和5年度から 令和9年度まで	258,365

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 438,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業	275,500	同上	同上	同上
現年発生補助災害復旧事業	196,400	同上	同上	同上
現年発生単独災害復旧事業	305,300	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 440,200	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
288,200	同上	同上	同上
114,300	同上	同上	同上
334,300	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
9 地方特例交付金	25,096	910	26,006
13 使用料及び手数料	78,143	118	78,261
14 国庫支出金	5,067,546	△63,676	5,003,870
15 県支出金	1,707,220	2,935	1,710,155
17 寄附金	412,500	100	412,600
19 繰越金	1,234,423	235,908	1,470,331
20 諸収入	657,824	100	657,924
21 市債	2,901,020	△38,200	2,862,820
歳入合計	24,851,471	138,195	24,989,666

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	193,451	1,561	195,012
2 総務費	4,756,426	80,188	4,836,614
3 民生費	7,046,677	29,144	7,075,821
4 衛生費	1,668,456	120,578	1,789,034
5 労働費	49,485	0	49,485
6 農林水産業費	1,106,079	5,594	1,111,673
7 商工費	1,324,283	43,930	1,368,213
8 土木費	1,817,922	△10,639	1,807,283
9 消防費	1,091,117	13,349	1,104,466
10 教育費	2,217,965	52,008	2,269,973
11 災害復旧費	875,395	△197,518	677,877
歳出合計	24,851,471	138,195	24,989,666

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			1,561
54,908			25,280
3,273		100	25,771
18,914			101,664
		100	△100
1,770			3,824
5,000			38,930
	2,200		△12,839
			13,349
	12,700		39,308
△144,740	△53,100		322
△60,875	△38,200	200	237,070

2 歳 入

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	910	910
計	0	910	910

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

2 民生使用料	39	118	157
計	59,394	118	59,512

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

2 衛生費負担金	188,663	18,914	207,577
3 災害復旧費負担金	355,511	△144,740	210,771
計	2,689,442	△125,826	2,563,616

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	1,006,710	60,954	1,067,664
2 民生費補助金	558,649	1,196	559,845
計	2,260,940	62,150	2,323,090

15 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費補助金	347,297	1,031	348,328
5 農林水産業費補助金	263,688	1,770	265,458
9 災害復旧費補助金	0	134	134
計	740,688	2,935	743,623

17 款 寄附金

1 項 寄附金

2 総務費寄附金	1,500	100	1,600
計	412,500	100	412,600

節		説 明	
区 分	金 額		千円
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	910	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	910

2 児童福祉施設	118	保育所	118
----------	-----	-----	-----

1 保健衛生	18,914	新型コロナウイルスワクチン接種対策費	18,914
2 土木施設災害復旧負担金	△144,740	土木施設災害復旧費負担金	△144,740

1 電子自治体	3,273	個人番号カード交付事業	2,027
		社会保障・税番号制度システム整備事業	1,046
		マイナポイント事業費補助金	200
2 地域活性化	57,681	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	57,681
1 社会福祉	165	障害者総合支援事業	165
2 児童福祉	1,031	子ども・子育て支援交付金	1,031

3 児童福祉	1,031	子ども・子育て支援交付金	1,031
2 農業振興	1,769	経営所得安定対策推進事業	1,769
3 畜産振興	1	畜産環境総合整備事業	1
1 農地農業用施設災害復旧事業費補助金	134	農地農業用施設災害復旧事業費補助金	134

1 総務費寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金	100
----------	-----	--------------	-----

9 款 地方特例交付金 13 款 使用料及び手数料 14 款 国庫支出金 15 款 県支出金
17 款 寄附金

19款 繰越金
1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1,234,423	235,908	1,470,331
計	1,234,423	235,908	1,470,331

20款 諸収入
4項 雑入

4 雑入	411,877	100	411,977
計	412,377	100	412,477

21款 市債
1項 市債

4 土木債	505,900	2,200	508,100
5 教育債	292,200	12,700	304,900
8 災害復旧債	501,700	△53,100	448,600
計	2,901,020	△38,200	2,862,820

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 繰越金	235,908	前年度繰越金 235,908

21 雑入	100	子育て世帯への臨時特例給付金返還金 100
-------	-----	-----------------------

1 道路橋梁	2,200	道路整備事業債 2,200
1 文教施設	12,700	学校教育施設等整備事業債 12,700
2 現年災害	△53,100	現年発生補助災害復旧事業債 △82,100
		現年発生単独災害復旧事業債 29,000

3 歳 出

1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 193,451	千円 1,561	千円 195,012	千円	千円	千円	千円 1,561
計	193,451	1,561	195,012				1,561

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	988,826	69,399	1,058,225	52,881			16,518
3 財政管理費	357	1,540	1,897				1,540
5 財産管理費	1,090,563	1,555	1,092,118				1,555
6 企画費	1,827,974	3,705	1,831,679				3,705
8 市民センター費	255,652	6,784	262,436				6,784
10 諸費	75,813	3,575	79,388				3,575

節		区 分	金 額	説 明
千円	千円			
2 給料	200	職員給与費		1,550
3 職員手当等	990	議員行動経費		11
4 共済費	360			
11 役務費	11			

1 報酬	6,804	職員給与費		8,300
2 給料	△3,508	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費		8,218
3 職員手当等	7,850	社会保障・税番号制度対策事業費		200
4 共済費	5,572	新型コロナウイルス感染症対策指定管理施設支援金		52,681
18 負担金、補助及び交付金	52,681			
8 旅費	△79	財政管理事務経費		1,540
10 需用費	79			
12 委託料	1,540			
10 需用費	1,324	庁舎維持管理費		1,555
11 役務費	231			
1 報酬	1,914	地域おこし協力隊設置経費		3,685
3 職員手当等	△63	広域道の駅整備事業費〔債務負担〕		766
4 共済費	342	(組替)		
7 報償費	△50	浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業費		10
8 旅費	△176	(組替)		
10 需用費	949	地域活性化起業人事業費		20
11 役務費	209	再生可能エネルギー導入に係るゾーニング等合意形成事業費		53
12 委託料	△130	(組替)		
13 使用料及び賃借料	1,577			
14 工事請負費	△766			
15 原材料費	△8			
17 備品購入費	30			
18 負担金、補助及び交付金	△123			
2 給料	700	職員給与費		6,010
3 職員手当等	3,000	市民センター運営管理費		774
4 共済費	2,310			
10 需用費	774			
10 需用費	2,857	防犯灯設置・維持管理経費		2,857
		防犯灯設置・維持管理経費補助金		718

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	4,305,379	86,558	4,391,937	52,881			33,677

2款 総務費

2項 徴税费

1 税務総務費	165,637	△7,450	158,187				△7,450
2 賦課徴収費	89,534	53	89,587				53
計	255,171	△7,397	247,774				△7,397

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	103,291	1,427	104,718	2,027			△600
計	103,291	1,427	104,718	2,027			△600

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	19,141	△400	18,741				△400
計	60,214	△400	59,814				△400

2款 総務費

5項 統計調査費

1 統計調査総務費	8,933	0	8,933				
計	10,367	0	10,367				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,972,868	△2,048	1,970,820	165			△2,213
2 老人福祉費	1,348,835	4,573	1,353,408				4,573

節		金額 千円	説明
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	718		

2 給料	△7,000	職員給与費	△7,450
3 職員手当等	950		
4 共済費	△1,400		
17 備品購入費	53	固定資産税賦課経費	53

1 報酬	1,827	職員給与費	△600
2 給料	△1,000	個人番号カード等事務経費	2,027
3 職員手当等	662		
4 共済費	△29		
8 旅費	△33		

2 給料	△550	職員給与費	△400
3 職員手当等	150		

2 給料	△400	職員給与費	
3 職員手当等	470	(組替)	470
4 共済費	△70		

2 給料	△3,000	職員給与費	△2,650
3 職員手当等	1,150	乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業費	437
4 共済費	△800	障害者福祉事務費	165
10 需用費	100		
11 役務費	84		
12 委託料	418		
10 需用費	429	介護保険事務経費	466

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 国民年金費	5,589	△1,350	4,239				△1,350
計	3,327,466	1,175	3,328,641	165			1,010

3款 民生費
2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	613,979	20,933	634,912	2,062		100	18,771
2 児童福祉運営費	2,286,152	18,031	2,304,183				18,031
3 児童福祉施設費	135,858	△9,241	126,617				△9,241
計	3,035,989	29,723	3,065,712	2,062		100	27,561

3款 民生費
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	59,222	△1,754	57,468	1,046			△2,800
計	683,222	△1,754	681,468	1,046			△2,800

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	455,888	100,314	556,202				100,314
-----------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説明	金額
区 分	金 額		
	千円		千円
11 役務費	37	高齢者補聴器購入費助成事業費	878
18 負担金、補助及び交付金	3,229	岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	3,229
19 扶助費	878		
2 給料	△900	職員給与費	△1,350
3 職員手当等	△250		
4 共済費	△200		

1 報酬	670	職員給与費	△550
2 給料	△3,000	代替保育士等会計年度任用職員給与費	704
3 職員手当等	2,450	放課後児童健全育成事業費	3,096
4 共済費	34	児童福祉事務費	15,429
12 委託料	3,096	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	135
22 償還金、利子及び割引料	17,683	児童虐待防止対策事業費	2,019
		子育て世帯への臨時特例給付金返還金	100
22 償還金、利子及び割引料	18,031	子育て世帯生活支援特別給付金返還金	18,031
2 給料	△6,000	職員給与費	△10,650
3 職員手当等	△2,000	公立保育所運営費	1,409
4 共済費	△2,650		
17 備品購入費	1,409		

2 給料	△1,250	職員給与費	△2,800
3 職員手当等	△1,000	生活保護法施行事務費	1,046
4 共済費	△550		
11 役務費	287		
12 委託料	759		

2 給料	△9,000	職員給与費	△13,500
3 職員手当等	△500	久慈広域連合火葬負担金	2,065
4 共済費	△4,000	水道事業会計補助金	14,481
		水道事業会計出資金	97,268

3款 民生費 4款 衛生費

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 予防費	434,978	18,914	453,892	18,914			
計	990,578	119,228	1,109,806	18,914			100,314

4 款 衛生費
2 項 清掃費

1 清掃総務費	677,878	1,350	679,228				1,350
計	677,878	1,350	679,228				1,350

5 款 労働費
1 項 労働諸費

1 労働諸費	39,861	0	39,861			100	△100
計	49,485	0	49,485			100	△100

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

2 農業総務費	128,633	△100	128,533				△100
3 農業振興費	66,505	1,769	68,274	1,769			
4 畜産業費	164,974	64	165,038	1			63
計	409,852	1,733	411,585	1,770			△37

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

1 林業総務費	34,033	1,000	35,033				1,000
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	16,546		千円
23 投資及び出資金	97,268		
12 委託料	△1,570	感染症予防事業費	
13 使用料及び賃借料	18,914	(組替)	1,570
22 償還金、利子及び割引料	1,570	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費	18,914

2 給料	△400	職員給与費	1,350
3 職員手当等	1,500		
4 共済費	250		

		新卒者雇用支援奨励金交付事業費 (財源更正)	100
--	--	---------------------------	-----

3 職員手当等	△750	職員給与費	△100
4 共済費	650	農村公園施設等維持管理費	
10 需用費	37	(組替)	37
11 役務費	△2		
12 委託料	△35		
18 負担金、補助及び交付金	1,769	経営所得安定対策等推進事業費補助金	1,769
18 負担金、補助及び交付金	64	畜産環境総合整備事業費(ストックマネジメント事業)	64

3 職員手当等	800	職員給与費	1,000
---------	-----	-------	-------

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費
2項 林業費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	208,350	1,000	209,350				1,000

6款 農林水産業費
3項 水産業費

4 漁港建設費	239,628	2,861	242,489				2,861
計	487,877	2,861	490,738				2,861

7款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	172,637	19,400	192,037				19,400
2 商工業振興費	663,329	5,300	668,629	5,000			300
3 観光費	432,707	19,230	451,937				19,230
計	1,324,283	43,930	1,368,213	5,000			38,930

8款 土木費
1項 土木管理費

1 土木総務費	23,034	△7,700	15,334				△7,700
計	23,034	△7,700	15,334				△7,700

8款 土木費
2項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	136,664	△8,000	128,664				△8,000
2 道路維持費	723,196	1,961	725,157		2,200		△239
3 道路新設改良費	311,860	1,300	313,160				1,300

節		説明
区分	金額	
4 共済費	200	千円

2 給料	△250	職員給与費	1,400
3 職員手当等	1,450	漁港整備事業費〔単独〕	1,461
4 共済費	200		
14 工事請負費	1,461		

2 給料	4,700	職員給与費	19,400
3 職員手当等	11,000		
4 共済費	3,700		
18 負担金、補助及び交付金	5,300	研究機関等連携促進事業費補助金 市場機能回復支援給付金	300 5,000
10 需用費	3,621	観光施設維持管理費	4,161
12 委託料	1,471	交流促進センター整備事業費	15,069
17 備品購入費	14,138		

2 給料	△4,300	職員給与費	△7,700
3 職員手当等	△1,400		
4 共済費	△2,000		

2 給料	△7,000	職員給与費	△8,000
3 職員手当等	2,200		
4 共済費	△3,200		
10 需用費	1,961	道路維持補修経費	1,521
12 委託料	△2,190	車両管理経費	440
14 工事請負費	2,190	道路維持補修事業費〔単独〕 (組替)	2,190
2 給料	300	職員給与費	1,300
3 職員手当等	850	道路新設改良事業費〔単独〕 (組替)	1,763
4 共済費	150		
14 工事請負費	△443		

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

8款 土木費
2項 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	1,171,720	△4,739	1,166,981		2,200		△6,939

8款 土木費
3項 河川費

1 河川改良費	31,304	1,550	32,854				1,550
計	31,304	1,550	32,854				1,550

8款 土木費
5項 都市計画費

1 都市計画総務費	49,394	△1,150	48,244				△1,150
2 街路事業費	20,751	400	21,151				400
4 公園費	41,911	600	42,511				600
計	475,082	△150	474,932				△150

8款 土木費
6項 住宅費

1 住宅管理費	113,205	400	113,605				400
計	113,205	400	113,605				400

9款 消防費
1項 消防費

1 消防総務費	747,953	13,349	761,302				13,349
計	1,091,117	13,349	1,104,466				13,349

節		説明
区 分	金 額	
16 公有財産購入費	千円 △1,320	千円
21 補償、補填及び賠償金	1,763	

2 給料	500	職員給与費	1,550
3 職員手当等	800		
4 共済費	250		

2 給料	△800	職員給与費	△1,150
3 職員手当等	△150		
4 共済費	△200		
2 給料	100	職員給与費	400
3 職員手当等	200		
4 共済費	100		
10 需用費	600	公園維持管理費	600

2 給料	500	職員給与費	400
3 職員手当等	△350	住宅維持管理費	
4 共済費	250	(組替)	451
10 需用費	451		
12 委託料	△451		

3 職員手当等	4,700	職員給与費	5,400
4 共済費	700	久慈広域連合消防負担金	7,949
18 負担金、補助及び交付金	7,949		

8款 土木費 9款 消防費

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	千円 189,972	千円 △970	千円 189,002	千円	千円	千円	千円 △970
計	221,061	△970	220,091				△970

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	464,746	20,864	485,610		12,700		8,164
3 学校建設費	17,497	18,766	36,263				18,766
計	600,359	39,630	639,989		12,700		26,930

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	332,156	8,325	340,481				8,325
計	411,194	8,325	419,519				8,325

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	132,566	△8,602	123,964				△8,602
3 文化会館費	167,445	5,479	172,924				5,479
4 三船十段記念館費	31,259	△3,750	27,509				△3,750
計	400,326	△6,873	393,453				△6,873

10款 教育費
5項 保健体育費

1 保健体育総務費	56,325	△227	56,098				△227
-----------	--------	------	--------	--	--	--	------

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△2,300	職員給与費	△1,000
3 職員手当等	1,900	教育委員会事務局経費	30
4 共済費	△600		
10 需用費	30		

2 給料	△1,911	職員給与費	△6,900
3 職員手当等	△1,195	学校管理経費	10,802
4 共済費	△1,401	学校空調設備整備事業費	16,962
10 需用費	8,409		
14 工事請負費	16,962		
7 報償費	13	久慈湊小学校移転改築事業費	18,766
8 旅費	△13		
12 委託料	18,766		

2 給料	2,011	職員給与費	7,850
3 職員手当等	1,845	学校管理経費	475
4 共済費	1,601		
10 需用費	2,868		

2 給料	△5,700	職員給与費	△8,600
3 職員手当等	△999	生涯学習推進事業費	△2
4 共済費	△1,900		
7 報償費	△25		
8 旅費	△46		
12 委託料	68		
10 需用費	5,479	文化会館運営管理費	5,479
2 給料	△2,500	職員給与費	△3,750
3 職員手当等	△650		
4 共済費	△600		

2 給料	△1,500	職員給与費	△1,750
3 職員手当等	450	スポーツ振興号管理経費	434

10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	139,280	308	139,588				308
3 学校給食費	389,420	11,815	401,235				11,815
計	585,025	11,896	596,921				11,896

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁災害復旧費	336,926	△112,024	224,902	△71,503	△40,600		79
2 河川災害復旧費	331,620	△99,741	231,879	△73,237	△26,500		△4
計	668,546	△211,765	456,781	△144,740	△67,100		75

11款 災害復旧費

2項 消防施設災害復旧費

1 消防車両災害復旧費	0	14,247	14,247		14,000		247
計	0	14,247	14,247		14,000		247

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	△700	生涯スポーツ全国大会等選手派遣費補助金	1,089
10 需用費	434		
18 負担金、補助及び交付金	1,089		
12 委託料	308	体育施設維持管理費	308
2 給料	△300	職員給与費	△500
3 職員手当等	△100	学校給食センター運営管理費	12,315
4 共済費	△100		
10 需用費	12,315		

10 需用費	△4,824	現年発生補助災害復旧事業費	△112,024
12 委託料	△15,000	現年発生単独災害復旧事業費 (組替)	15,000
13 使用料及び賃借料	3,000		
14 工事請負費	△95,200		
10 需用費	△4,941	現年発生補助災害復旧事業費	△114,741
12 委託料	15,000	現年発生単独災害復旧事業費	15,000
14 工事請負費	△111,800		
21 補償、補填及び賠償金	2,000		

11 役務費	24	現年発生単独災害復旧事業費	14,247
17 備品購入費	14,190		
26 公課費	33		

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(295) 347	320,691	1,340,450	838,678	2,499,819	712,815	3,212,634	
補正前	(297) 355	309,476	1,394,008	803,768	2,507,252	716,546	3,223,798	
比較	(△2) △8	11,215	△53,558	34,910	△7,433	△3,731	△11,164	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	41,878	24,771	1,084	432	21,770	159,330
補正前	39,348	24,803	1,074	432	21,370	109,379
比較	2,530	△32	10		400	49,951
区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	29,318		21,668	537,587	840	
補正前	28,376		21,328	556,818	840	
比較	942		340	△19,231		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 324		1,186,023	735,238	1,921,261	611,257	2,532,518	
補正前	(13) 332		1,241,073	700,378	1,941,451	615,607	2,557,058	
比較	(△7) △8		△55,050	34,860	△20,190	△4,350	△24,540	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	41,878	17,175	1,084	432	21,770	152,843
補正前	39,348	17,207	1,074	432	21,370	102,943
比較	2,530	△32	10		400	49,900
区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	29,318		21,668	448,230	840	
補正前	28,376		21,328	467,460	840	
比較	942		340	△19,230		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(289) 23	320,691	154,427	103,440	578,558	101,558	680,116	
補正前	(284) 23	309,476	152,935	103,390	565,801	100,939	666,740	
比較	(5)	11,215	1,492	50	12,757	619	13,376	

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区分	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	期末手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	7,596			6,487	89,357
補正前	7,596			6,436	89,358
比較				51	△1

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	11,215	11,215		○実績見込みによる増	
給 料	△ 53,558	△ 53,558		○実績見込みによる減	
職員手当	34,910	34,910		○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
給 料	△ 55,050	△ 55,050		○実績見込みによる減	
職員手当	34,860	34,860		○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	11,215	11,215		○実績見込みによる増	
給 料	1,492	1,492		○実績見込みによる増	
職員手当	50	50		○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,013,383	734,400	109,060	1,638,723
2 民生債	87,978		29,094	58,884
3 衛生債	1,600,248		76,025	1,524,223
4 農林水産業債	1,853,655	164,300	221,810	1,796,145
5 商工債	1,576,838	218,800	75,397	1,720,241
6 土木債	3,124,992	508,100	526,446	3,106,646
7 消防債	141,573	44,400	41,007	144,966
8 教育債	2,194,131	304,900	591,767	1,907,264
9 災害復旧債	3,053,256	448,600	268,908	3,232,948
10 歳入欠かん債	2,601		1,300	1,301
11 減取補てん債	49,311		3,484	45,827
12 住民税等減税補てん債	30,840		10,264	20,576
13 臨時財政対策債	7,210,293	439,320	657,739	6,991,874
合 計	21,939,099	2,862,820	2,612,301	22,189,618

議案第2号

令和4年度

久慈市水道事業会計 補正予算

(第 1 号)

令和4年度久慈市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度久慈市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和4年度久慈市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	水道事業収益	957,205千円	14,481千円	971,686千円
第2項	営業外収益	165,709千円	14,481千円	180,190千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額539,579千円」を「不足する額442,311千円」に、「過年度分損益勘定留保資金507,845千円」を「過年度分損益勘定留保資金410,577千円」に改め、資本的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	175,419千円	97,268千円	272,687千円
第3項	出資金	101,184千円	97,268千円	198,452千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「補助を受ける金額は、11,890千円」を「補助を受ける金額は、26,371千円」に改める。

令和4年12月1日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

水道事業会計
補正予算説明書

令和4年度久慈市水道事業会計予算実施計画補正

収益の収入

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		957,205	14,481	971,686
2 営業外収益		165,709	14,481	180,190
	2 他会計補助金	11,890	14,481	26,371
収入合計		957,205	14,481	971,686

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 他会計補助金	14,481	○一般会計補助金 14,481

資本の収入

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的収入		175,419	97,268	272,687
3 出 資 金		101,184	97,268	198,452
	1 他会計出資金	101,184	97,268	198,452
収入合計		175,419	97,268	272,687

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 他会計出資金	97,268	○一般会計出資金 97,268

令和4年度久慈市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 104,969
減価償却費	505,961
固定資産除却費	8,703
引当金の増減額(△は減少)	△ 4,263
長期前受金戻入額	△ 129,586
受取利息及び受取配当金	△ 53
支払利息及び企業債取扱諸費	51,055
未収金の増減額(△は増加)	17,827
貯蔵品の増減額(△は増加)	103
未払金の増減額(△は減少)	△ 12,341
その他流動負債の増減額(△は減少)	384
小計	<u>332,821</u>
利息及び配当金の受取額	53
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 51,055</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	281,819
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 459,378
補償金による収入	<u>11,235</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 448,143
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	63,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 354,052
他会計からの出資による収入	<u>198,452</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 92,600
資金増加額(又は減少額)	△ 258,924
資金期首残高	<u>1,159,103</u>
資金期末残高	900,179

令和4年度久慈市水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地	149,618	
ロ 建 物	1,019,532	
同減価償却累計額	<u>△ 335,653</u>	683,879
ハ 構 築 物	14,013,588	
同減価償却累計額	<u>△ 5,928,700</u>	8,084,888
ニ 機 械 及 び 装 置	3,953,140	
同減価償却累計額	<u>△ 2,476,165</u>	1,476,975
ホ 車 両 運 搬 具	18,272	
同減価償却累計額	<u>△ 16,219</u>	2,053
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	13,311	
同減価償却累計額	<u>△ 10,180</u>	3,131
ト 建 設 仮 勘 定	<u>30,455</u>	
有形固定資産合計		10,430,999
(2) 投 資 そ の 他 の 資 産		
イ 基 金	<u>95,391</u>	
投資その他の資産合計		<u>95,391</u>
固定資産合計		10,526,390
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		900,179
(2) 未 収 金	23,087	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 3,989</u>	19,098
(3) 貯 蔵 品		15,753
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>180</u>
流動資産合計		<u>935,210</u>
資 産 合 計		<u>11,461,600</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	<u>4,462,661</u>	
固 定 負 債 合 計		4,462,661
4 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	366,906	
(2) 未 払 金	12,498	
(3) 引 当 金	6,845	
(4) そ の 他 流 動 負 債	<u>18,997</u>	
流 動 負 債 合 計		405,246
5 繰 延 収 益		
長 期 前 受 金	4,547,991	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 1,665,778</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,882,213</u>
負 債 合 計		<u>7,750,120</u>
資 本 の 部		
6 資 本 金		
		3,394,542
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	9,229	
ロ 工 事 負 担 金	4,238	
ハ その他資本剰余金	<u>769,031</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		782,498
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	64,478	
ロ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>530,038</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 465,560</u>
剰 余 金 合 計		<u>316,938</u>
資 本 合 計		<u>3,711,480</u>
負 債 資 本 合 計		<u>11,461,600</u>

議案第3号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年久慈市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第8条の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年久慈市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成18年久慈市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年久慈市条例第 号)第2条の規定に基づき採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成18年久慈市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(平成18年久慈市条例第31号)の次に「。以下「定年条例」と

いう。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条の規定に基づき異動期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。）を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

第7条中「（昭和25年法律第261号）」を削り、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第8条中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第5条 職員の再任用に関する条例（平成18年久慈市条例第26号）は、廃止する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第6条 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年久慈市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号。以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に新たに設置された短時間勤務の職及び改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- (1) 改正法施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項又は改正法附則第3条第5項若しくは職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定に基づき勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して改正法施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して改正法施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法第28条の5第1項の規定に基づき採用することをいう。）又は暫定再任用（この条又は次条の規定に基づき採用することをいう。）をされたことがあるもの

第7条 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）をいう。）に達しているもの（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- (1) 改正法施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正法施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した者
- (3) 改正法施行日以後に定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年久慈市条例第 号）第2条の規定に基づき採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して改正法施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して改正法施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

第8条 前2条の任期又はこの項の規定に基づき更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2条の規定に基づき採用する者又はこの項の規定に基づき任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

2 暫定再任用職員（前2条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定に基づく任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

3 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第9条 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次のとおりとする。

(1) 改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

第10条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第6条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日（改正法施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条又は第7条の規定に基づき採用された暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び第4条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第7条の規定を適用する。

令和4年12月1日

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正等をするとともに、定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めようとするものである。

議案第4号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年久慈市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「若しくは免職」を「(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)、免職」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 当分の間、次の各号に掲げる規定又は規定による定めによる降給を行う場合は、規則又は任命権者の定めるところにより、当該職員に当該各号の規定又は規定による定め適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)附則第18項又は同条例第22条に規定する単純労務者に係る同条例附則第25項の規定による定め

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年久慈市条例第182号)附則第3項の規定による定め

(職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例(平成18年久慈市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年久慈市条例第 号)第2条の規定に基づき採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任

用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年久慈市条例第35号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第10条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第5条第3項から第10項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項及び第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員
- (3) 職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号）第4条第1項又は

第2項の規定に基づき勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職

員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

25 単純労務者の特定日以後の給料の特例は、附則第18項、第22項及び第23項の規定を基準として、任命権者が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900

別表第2ア医療職給料表（1）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	293,800	336,200	390,600	463,700

別表第2イ医療職給料表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
------	--------	--------	--------	--------	--------

任用 短時 間勤 務職 員		円 190,400	円 217,200	円 245,700	円 259,200	円 284,600
---------------------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

別表第2ウ医療職給料表（3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 237,200	円 257,700	円 265,000	円 275,200	円 291,700

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年久慈市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は高齢者部分休業（職員が任命権者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき」に改める。

附則に次の4項を加える。

3 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額は、一般職の

職員の給与に関する条例附則第18項の規定による給料月額を基準として、市長が定めるものとする。

- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、一般職の職員の給与に関する条例附則第20項及び第21項の規定を基準として市長が定める方法により算出した額を給料として支給する。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年久慈市条例第 号）第6条又は第7条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年久慈市条例第 号）第2条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条第2項の規定により当該暫定再

任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年久慈市条例第35号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の給与条例第10条第2項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第18条第3項の規定を適用する。

5 改正後の給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年久慈市条例第 号）第6条又は第7条の規定に基づき採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 給与条例第5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第7条、第7条の2、第9条及び第20条並びに改正後の給与条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用短時間勤務職員の給与その他必要な事項は、規則で定める。

令和4年12月1日

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

定年の引上げに伴い、県の例に準じて、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与に関する特例を設ける等所要の改正をしようとするものである。

議案第5号

定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の4第1項の規定に基づき、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の採用)

第2条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号。以下「定年条例」という。）第2条に規定する定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における定年相当年齢が同条本文に規

定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者(基準日前から定年条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、第2条の規定に基づき採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

令和4年12月1日

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第6号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員（一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第4条第1項第2号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員（職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号）第3条ただし書の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、当該職員に係る定年（職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年をいう。）から5年を減じた年齢に達した職員が高齢者部分休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 任命権者は、職員が第1項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(休業時間の延長)

第3条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(高齢者部分休業の承認の取消し等)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(給与の取扱い)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「5年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	1年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	2年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	3年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	4年

令和4年12月1日

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

地方公務員法第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第7号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（平成18年久慈市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「定年に達した職員」の次に「（第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。）」を加え、「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず当該職員」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第1号中「その職員」を「当該職員」に、「により」を「による欠員を容易に補充することができず」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「により」を「に基づき」に、「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第3項中「により」を「に基づき」に、「引き続いて」を「引き続き」に、「又は」を「及び」に改め、「場合には、」の次に「あらかじめ」を加え、同条第4項中「任命権者は、」の次に「第1項の規定に基づき引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定に基づき期限が延長された職員について、」を加え、「により」を「に基づき」に、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつたと認めるときは、」を「消滅したときは、あらかじめ」に、「その期限」を「当該期

限」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

第5条の見出し及び同条中「定年」を「定年等」に改め、同条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師を除く。）とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第15条第1項に規定する職

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年久慈市条例第182号）第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る法第28条の2第1項に規定する異動期間（以下「異動期間」という。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支

障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定に基づき異動期間（これらの規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長する場合及び同条第3項の規定に基づき他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。

本則に次の1条を加える。

（規則への委任）

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び6項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（医師を除く。）に対する第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

- 5 令和5年4月1日から令和10年4月1日までの間における第4条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第1項	職員（第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。）	職員
	できる。	できる。ただし、第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものについては、第8条第1項又は第2項の規定に基づき当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続

		き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
第4条 第2項	定年退職日	定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）

- 6 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第8条第1項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）」とする。
- 7 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間における第8条第2項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）」とする。
- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日

以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定に基づき延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認められるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項又は改正法附則第3条第5項若しくは前項の規定に基づき勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達し

ている職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 5 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第3項の規定に基づく期限の延長について準用する。

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

国の例に準じて職員の定年を引き上げ、地方公務員法の一部改正に伴い管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定める等所要の改正をしようとするものである。

議案第8号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年久慈市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（活動の休止）

第8条 団員は、長期間にわたり消防団の活動に従事できない場合は、3年を超えない範囲内で、その活動を休止することができる。

2 団員は、活動を休止しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得なければならない。

3 活動を休止している団員が活動を再開しようとするときは、任命権者にその旨を届け出なければならない。

4 活動を休止している団員が活動を再開したときの階級は、活動を休止した日に当該団員が属していた階級とする。

5 活動を休止している団員には、その活動を休止している期間中の報酬は支給しない。

6 活動を休止している団員については、第4条第3号、第5条第1項第1号、同項第2号、同条第2項第2号、次条及び第10条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

消防団員の確保を図るため、消防団員の活動の休止について必要な事項を定めようとするものである。

議案第9号

交流促進センター条例の一部を改正する条例

交流促進センター条例（平成18年久慈市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

区分		単位	利用料金の上限額
宿泊室	客室1	1日までごとに	7,300円
	客室2から客室4まで	1日までごとに	6,000円
	客室5	1日までごとに	12,000円
	客室6及び客室7	1日までごとに	7,800円
	客室8及び客室9	1日までごとに	6,700円
浴場		1人1回につき	550円
研修室		1室1時間までごとに	500円
伝承研修室		1室1時間までごとに	720円

備考

- 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
- 宿泊室の宿泊の場合の利用料金には、浴場の利用料金を含むものとする。
- 宿泊室の宿泊の場合の利用料金には、食事料、サービス料その他施設運営に係る原価を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の交流促進センター条例（以下「改正後の条例」という。）の利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 改正後の条例の利用料金については、指定管理者は、施行日前においても、改正

後の条例の利用料金に関する規定の例により、利用料金を徴収することができる。

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

交流促進センターの利用料金の上限額を改定しようとするものである。

議案第10号

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工事場所 久慈市中の橋地内
- 3 契約金額 327,800,000円
- 4 受注者 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3
氏名 宮城建設株式会社
代表取締役社長 菅原 博之

令和4年12月1日提出

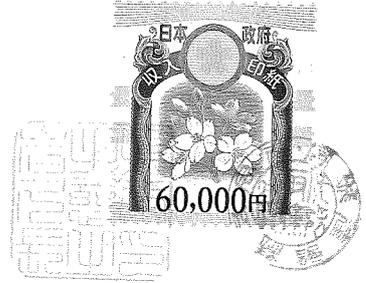
久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書



- 1 工事名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工事場所 久慈市中の橋地内
- 3 工期 議会の議決を得た日から起算して5日以内 から
令和5年3月31日 まで
- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
 - (1) 定めあり (別紙特記仕様書等のとおり)
 - (2) 定めなし
- 5 請負代金額 金 327,800,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 29,800,000 円)
- 6 契約保証金 金 32,780,000 円
- 7 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり



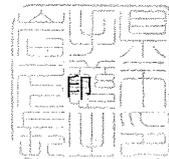
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約書は議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月20日

発注者 久慈市
代表者 久慈市長 遠藤 譲一



受注者 久慈市新中の橋第4地割35番地の3
宮城建設株式会社
代表取締役社長 菅原 博之



議案第11号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する目的

国道395号の用地に供するため

2 譲渡する財産

財産の所在地	種 別	細 目	数 量
久慈市夏井町鳥谷第7地割11番1	土地	宅地、雑種地、田、用悪水路、公衆用道路	487.77㎡
久慈市夏井町鳥谷第7地割11番9			
久慈市夏井町鳥谷第7地割19番5			
久慈市夏井町鳥谷第7地割21番6			
久慈市夏井町鳥谷第7地割22番11			
久慈市夏井町鳥谷第7地割23番4			
久慈市夏井町鳥谷第7地割24番8			
久慈市夏井町鳥谷第7地割24番9			
久慈市夏井町鳥谷第7地割111番2			
久慈市夏井町鳥谷第7地割120番2			
久慈市夏井町鳥谷第7地割120番5			
久慈市夏井町鳥谷第7地割120番6			
久慈市夏井町鳥谷第7地割143番			

3 譲渡の相手方

国土交通省

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

国土交通省に国道395号の用地に供する土地を無償譲渡しようとするものである。

議案第12号

新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについて

岩手県知事から公有水面の無願埋立てに係る原状回復義務を免除された公有水面埋立地及び境界が確定した国有海浜地を、新たに生じた土地として確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

土地の区域		面積
久慈市長内町第46地割2番5に隣接する区域	公有水面埋立地	772.95平方メートル
	国有海浜地	700.19平方メートル

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

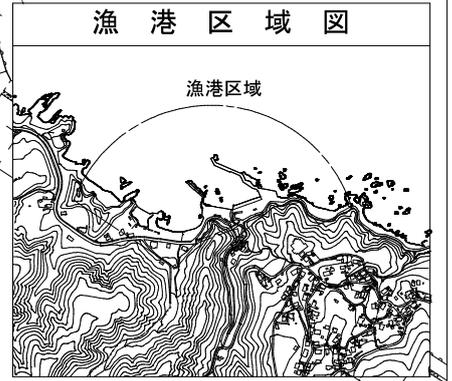
舟渡漁港区域内における公有水面の無願埋立てに係る原状回復義務を免除された公有水面埋立地及び境界が確定した国有海浜地を、新たに生じた土地として確認しようとするものである。

新たに生じた土地位置図



1:500

0 10m 20m 30m 40m 50m



新たに生じた土地	
公有水面埋立地	面積 772.95㎡
国有海浜地	面積 700.19㎡
合計	1473.14㎡

公有水面埋立地

国有海浜地

至 小袖

舟渡トンネル

至 二子

至 大尻

久留市漁業協同組合
大尻支所

議案第14号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久喜地区防災センター	久喜地区会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久喜地区防災センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第15号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
秋葉館	八日町町内会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

秋葉館の管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第16号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
湊地区防災センター	湊町中組町内会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

湊地区防災センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第17号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
元木沢地区防災センター	元木沢町内会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

元木沢地区防災センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第18号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
ふっこう館	ふっこう館協議会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

ふっこう館の管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第19号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市交流促進センター	社会福祉法人琥珀会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市交流促進センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第20号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市小袖海女センター	久慈市漁業協同組合小袖漁業生産部	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市小袖海女センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第21号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市立図書館	株式会社図書館流通センター	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年12月1日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市立図書館の管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。